

議第108号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。
別表第1 京都市白川児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 北 白 川 児 童 館	京都市左京区北白川上別当町39番地の5
-------------------	---------------------

別表第1 京都市高野児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 葵 児 童 館	京都市左京区下鴨北野々神町26番地
---------------	-------------------

別表第1 京都市修徳児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 七 条 第 三 児 童 館	京都市下京区西七条西石ヶ坪町5番地
---------------------	-------------------

別表第1 京都市桂川児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 桂 徳 児 童 館	京都市西京区桂徳大寺南町2番地
-----------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行す

る。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市北白川児童館、京都市葵児童館、京都市七条第三児童館及び京都市桂徳児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市北白川児童館、京都市葵児童館、京都市七条第三児童館及び京都市桂徳児童館を設置する必要があるので提案する。